

週休2日工事に関するFAQ

令和6年4月1日

(共通事項)

Q. 1 「週休2日工事の対象期間」はいつからいつまでですか？

A. 1 対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとします。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含みません。

Q. 2 雨天等で作業を予定していた日を休工し、休工予定としていた日を作業日にとすることは可能ですか？

A. 2 雨天等による作業の振替については可能です。

Q. 3 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所又は休日として扱われますか？

A. 3 現場作業を開始する前の作業中止については現場閉所又は休日として扱えます。

Q. 4 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所型における現場閉所日又は交替制における休日として扱われますか？

仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所日又は休日として扱われますか？

A. 4 週休2日工事の対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間は含まないとしています。今回のようにこの前後に休工した場合は対象期間に該当するため、現場閉所日又は休日として扱えます。

Q. 5 休工予定としていた日に、大雨や地震などの対応で、発注者より現場での作業を指示された場合の休日の扱いはどうなりますか？

A. 5 災害時の緊急要請などやむを得ない事情について休工日として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとしています。

Q. 6 社内就業規則が週休2日になっていない場合は週休2日に取り組まなくてもよいのでしょうか。

A. 6 社内就業規則に関わらず、週休2日工事の対象工事となった場合は週休2日に取り組む必要があります。

(現場閉所型関連)

Q. 7 「現場閉所」とはどのような状態を指しますか？

A. 7 現場閉所は巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態を指します。

Q. 8 別々の工事「A工事」と「B工事」において、A工事で現場閉所型を採用し、A工事を休工日として現場閉所していた際に、A工事の作業員がB工事で作業をした場合にもA工事の現場閉所日として扱われますか？

A. 8 A工事では現場閉所日として扱います。

Q. 9 現場閉所時に交通誘導員を配置する必要性が生じた場合、現場閉所と認められますか？

A. 9 交通誘導員以外が作業を行っていないければ、現場閉所日とみなします。

Q. 10 午前又は午後のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか。

A. 10 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。

(交替制関連)

Q. 11 「交替制」とはどのような制度ですか？

A. 11 現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行う制度です。

Q. 12 「交替制」で休日確保の必要がある対象者は誰ですか？

A. 12 対象は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者としています。ただし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除きます。

Q. 13 別々の工事「A 工事」と「B 工事」において、A 工事で交替制を採用し、A 工事の作業員を休日としていた際に、作業員が B 工事で作業をしていた場合にも A 工事の作業員の休日として扱われますか？

A. 13 A 工事では休日として扱います。

Q. 14 現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第 11 条第 2 項）と定められており、交替制の場合、休日取得ができないのでしょうか。

A. 14 契約約款第 11 条第 3 項にて「発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。

Q. 15 専任の主任技術者、監理技術者及び管理技術者補佐は交替制でも常駐しなければならないのでしょうか。

A. 15 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。主任技術者等が休暇取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。